

陳情第 4 号

種子条例制定に関する陳情書

2020年3月19日

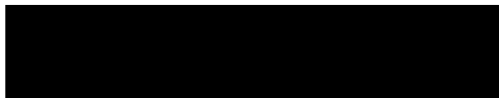
長崎市議会議長

佐藤 正洋 様

陳情人

・住所 長崎市五島町 5-15-1106

・氏名 江原 尚美



## 種子条例制定に関する陳情

### 1. 陳情の趣旨

我が国は、2018年4月に主要農作物種子法を廃止して、これまで米、大豆、麦など、野菜を除いた主要農作物の種子の安定的生産および普及を促進するための措置を行うことを国の責任とし各都道府県の義務としていた体制を終止するとともに、2017年8月に施行された農業競争力強化支援法により、種子生産に関する知見を民間企業に提供することが、公的な試験機関に義務づけられ、種子の開発、生産、普及に関する事業が公的機関から民間企業に移譲される事態になりました。

加えて今国会に上程することが予定されている(すでに3月3日閣議決定された)、種苗法の一部改正(案)検討資料(昨年11月に農林水産省が公表)には、植物種苗の新品種開発を促進するため、種子の育成者権保護を目的として、農家の自家採種・増殖を有料の許諾性にするのが検討されています。

これらを合わせて考えると、こうした政策は、公的機関による種子の保全、育成及び供給を困難にし、種子開発生産の民間企業支配と独占に道を開くことになりかねません。農家の経済的負担が増大することや、農家による種苗の自家採種・増殖の権利を奪う可能性もあり、育成者権者からの権利侵害を理由とした訴えなどを懸念して営農意欲をそがれ、後継者不足も重なって、伝統的な日本の農業のさらなる衰退をもたらす恐れがあります。ひいては、食料の安全保障、種の多様性、環境の保全、地域の存続、といった持続可能な経済社会の確立にとって大きなマイナス要因ともなりかねないことが危惧されます。

そもそも、植物遺伝資源である種子は、私たちが生かされている命の根源であり、生きている命は、一部の大企業の利益のために独占されるものではなく、国民の生存権保障の義務を負う政府の役割です。その役割を、当該義務を負わず、民間企業に委ねることは政府の責任放棄と言っても過言ではありません。

地球温暖化による世界規模の甚大な自然災害が頻発する現実を鑑み、世界でも類をみない37%という極めて食料自給率の低い我が国は、世界各国の天候や経済流通、また昨今の新型コロナウイルス感染パンデミック、等々により輸入が途絶えれば、いつまた、あの第二次世界大戦時のような食糧難の時代がくるかもしれません。

県は、主要農作物種子法廃止後も、『平成30年3月に「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を制定し、種子法廃止以前と同様に、1 優良な品種を決定するための試験、2 原種及び原々種の生産、3 圃場審査、4 生産物審査、を行う体制を整えている。県での条例の制定は必要ない。』と回答していますが、下記の問題点があると考えます。

①『種子法廃止にあたり、「優良な種の安価な供給には、従来通りの都道府県による体制が維持できるように措置すべき」との付帯決議が入ったから大丈夫』との意見がありますが、「付帯決議」とは「議決された法案・予算案に関して付される、施行についての意見や希望などを表明する決議であって「法的拘束力」を有しません。

②2018年4月1日の種子法廃止の前年2017年11月の農林水産省事務次官通知によると、この付帯決議に反し、『主要農作物種子制度基本要綱廃止』（つまり種子法のもとで定められた運用基本要綱により原原種や原種の栽培などにも予算措置がつけられてきたが、この要綱を廃止、するということ）、また、『都道府県に一律の制度を義務付けていた種子法及び関連通知は廃止するものの都道府県が、これまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務のすべてを、直に取りやめることを求めているわけではない』、さらに、『民間の種子生産への参入が進むまでの間、各都道府県は育種知見を維持し、その間に民間に提供する役割を担う』という文書が記されており、これに加え、

③2017年8月に施行された「農業競争力強化支援法」には（独）農研機構各都道府県の優良な育種知見を民間に提供することを促進するとされている。（8条4項）

種子法が廃止されると公的な予算の根拠がなくなり、他の公共事業同様採算の取れない業務は民営化が進められ、各都道府県の農業知見とともに、試験場も安価で民間企業に移譲されることになると予測されます。

今後予算措置が永続的に行われる保証はなく、予算措置が撤回されることも予想されます。地方自治体の財政が厳しい中で予算措置を打ち切られた場合、円滑な種子供給などが難しくなると考えます。種子を農家に届けるまでのシステム（種子を原原種圃場から原種圃場、種子圃場へと運搬し、それを農家に普及する）には、膨大な費用、労力がかかり、これまで国の義務、法に基づく予算の下、各都道府県が行ってきたこれらのシステムが成り立たなくなってしまう。

## 2. 陳情項目

以上の観点から、国民、県民、市民の生存権保障の義務として、法的拘束力を持つ『種子条例の制定』を希望し、市議会より県議会への意見書の提出を陳情いたします。

(1) 廃止された主要農作物種子法に定められている内容(稲、麦、大豆を対象に、都道府県による種子生産圃場の指定、生産物審査、原種及び原原種の生産、優良品種の指定等)をそのまま規定し、県の責務として明確な予算措置の下、公的事業を継続する趣旨を規定すること。

(2) 我が国、県、独自の長年にわたり引き継がれてきた種子生産に関する知見、知的財産を安易に一部の多国籍企業など海外に流出することのないよう配慮すること。

(3) 国内の民間事業者の能力も活用した優良な種子の安定的な生産及び普及に配慮すること。

【補足】

(参考資料)

日本の種子(たね)を守る会事務局によると、2020年2月10日現在の「種子条例制定状況」は下記のとおりです。

<条例制定済み>15 都道府県

2018年4月施行: 兵庫県、新潟県、埼玉県

2018年10月施行: 山形県

2019年1月施行: 富山県

2019年4月施行: 北海道、岐阜県、福井県、宮崎県

2019年7月施行: 鳥取県

2019年12月施行: 熊本県

2020年4月施行予定: 長野県、宮城県、栃木県、茨木県

<知事が条例制定、または条例制定に向けた検討会設置を明言>

滋賀県、島根県、三重県、鹿児島県

<県議会や県が条例案を準備中>

岩手県、愛知県、広島県、石川県、群馬県

<市民団体や自治体議員による働き・働きかけ>

千葉県、福岡県、高知県、沖縄県、徳島県

<個人会員による地元市町村議会へ働きかけ>

静岡県